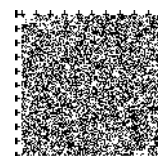


資料編



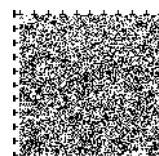
資料 1 青梅市食育推進会議等の検討経過

(1) 青梅市食育推進会議

	開 催 月 日	会 議 要 旨
第 1 回	平成 26 年 6 月 26 日 (木)	1 委嘱状の交付 2 策定スケジュールについて 3 市民意識調査の集計結果について 4 次期計画の骨子について
第 2 回	9 月 18 日 (木)	1 平成 25 年度食に関する取組状況調査の結果について 2 第 2 次青梅市食育推進計画（素案）の検討について
第 3 回	10 月 23 日 (木)	1 計画（案）の検討について 2 パブリックコメントの実施について
第 4 回	12 月 25 日 (木)	1 パブリックコメントへの回答について 2 答申の決定

(2) 青梅市食育推進計画庁内連絡会議

	開 催 月 日	会 議 要 旨
第 1 回	平成 26 年 6 月 3 日 (火)	1 策定スケジュールについて 2 市民意識調査の集計結果について 3 平成 25 年度各課取組状況調査依頼
第 2 回	8 月 20 日 (水)	1 平成 25 年度各課取組状況調査について 2 今後のスケジュールについて 3 第 2 次食育推進計画の素案に対する検討について
第 3 回	12 月 18 日 (木)	1 パブリックコメント報告



資料 2 青梅市食育推進会議設置要綱

(平成 23 年 4 月 1 日 実施)

1 設置

青梅市食育推進計画（以下「計画」という。）の円滑な実施と家庭・地域・事業者等との連携による食育の推進を図ること、および計画の見直しに関する検討を行うため、青梅市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の見直しおよび改正に関すること。
- (2) 計画の推進における施策・事業の計画、点検等の進捗管理に関すること。
- (3) その他食育施策に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 組織

推進会議は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員 11 人以内をもって組織する。

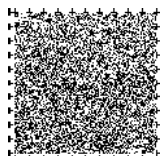
- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 医療保健関係者の代表 2 人
- (3) 農業関係者の代表 2 人
- (4) 企業関係者の代表 2 人
- (5) 教育関係者の代表 2 人
- (6) 公募の市民 2 人以内

4 委員の任期

委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 会長および会長職務代理者

- (1) 推進会議に会長および副会長を置く。
- (2) 会長および副会長は、委員が互選する。
- (3) 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。



6 会議

推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

7 意見の聴取等

推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の出席等を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

8 報告

会長は、必要に応じて推進会議の検討経過および検討結果を市長に報告する。

9 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

10 庶務

推進会議の庶務は、健康担当課において処理する。

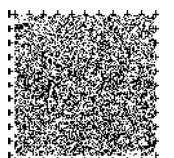
11 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

12 実施期日

(1) この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(2) 第4項の規定にかかわらず、平成23年度に委嘱された委員の任期は平成25年3月31日までとする。

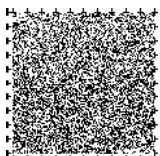


資料 3 青梅市食育推進会議委員名簿

任期：平成25年9月 1日から
平成27年8月31日まで

◎会長 ○会長職務代理者

氏 名	選 出 区 分	現 職
◎田 中 弘 之	学識経験者	東京家政学院大学 現代生活学部 教授
○三 井 博	医療・保健関係機関 の代表	青梅市歯科医師会 監事
原 島 教 子	〃	東京都西多摩保健所 生活環境安全課栄養係長 (平成26年3月31日まで)
志 村 孝 雄	〃	東京都西多摩保健所 生活環境安全課長 (平成26年4月1日より)
中 里 晃	農業関係者の代表	青梅市農業委員会委員 (平成26年7月19日まで)
加 藤 信 也	〃	青梅市農業委員会委員 (平成26年7月22日より)
青 木 広	〃	西東京農業協同組合 代表理事常務
嶋 崎 雄 幸	企業関係者の代表	嶋崎税務会計事務所副所長
内 堀 知 子	〃	コープみらい 東京エリア8ブロック 青梅・奥多摩コープ会 担当ブロック委員(コープ会責任者)
根 本 美恵子	教育関係者の代表	青梅市立第五小学校 校長
中 村 ヤエ子	〃	二俣尾保育園 園長
岩 田 由紀子	公募の市民	
鈴 木 ふみの	〃	



資料 4 青梅市食育推進計画庁内連絡会議設置要綱

(平成 22 年 10 月 12 日実施)

(平成 23 年 4 月 1 日改正)

(平成 26 年 4 月 1 日改正)

1 設置

青梅市食育推進計画（以下「計画」という。）を円滑に推進するため、青梅市食育推進計画庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他食育施策に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 組織

連絡会議は、委員 8 人をもって組織し、次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 健康課長
- (2) 副委員長 子育て推進課長
- (3) 委員 企画政策課長、市民安全課長、商工観光課長、農林課長、指導室長および学校給食センター所長

4 委員長の職務および代理

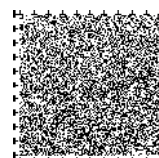
- (1) 委員長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 連絡会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の聴取または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、必要に応じて連絡会議の検討経過および最終検討結果を青梅市長に報告する。



7 庶務

連絡会議の庶務は、健康担当課において処理する。

8 その他

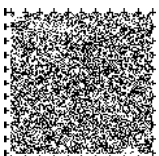
この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が連絡会議に諮って定める。

9 実施期日

この要綱は、平成22年10月12日から実施する。

10 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。

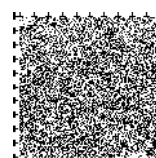


資料５ 青梅市食育推進計画庁内連絡会議委員名簿

平成２６年４月１日現在

◎委員長 ○副委員長

氏 名	所 属 部 課
◎ 川 杉 桂 一 郎	健康福祉部健康課長
◎ 齋 藤 剛 一	健康福祉部健康課長 (平成２６年３月３１日まで)
○ 原 島 和 久	子ども家庭部子育て推進課長
○ 町 田 幸 子	子ども家庭部子育て推進課長 (平成２６年３月３１日まで)
小 山 高 義	企画部企画政策課長 (旧 企画部企画調整課長)
高 野 佳 弘	生活安全部市民安全課長 (旧 防災安全部生活安全課長)
伊 藤 博 司	まちづくり経済部商工観光課長 (旧 環境経済部商工観光課長)
伊 藤 英 彦	まちづくり経済部農林課長 (旧 環境経済部農林課長)
山 口 茂	教育部指導室長
乙 津 義 治	教育部学校給食センター所長



資料6 健康づくり・食育に関する市民意識調査〈概要〉

※食育関連設問のみ抜粋

調査実施の概要

1 調査目的

健康づくりと食育に関する市民の意識・意向を把握し、次期「青梅市健康増進計画」「青梅市食育推進計画」の策定とさらなる計画の推進に資することを目的とする。

2 調査内容

- (1) 食習慣について
- (2) 食育について
- (3) 市の取り組みについて
- (4) 連携について

3 調査設計

- (1) 調査対象 : 青梅市に住む 18 歳から 70 歳代の男女個人
- (2) 標本数 : 2,000 サンプル
- (3) 標本抽出方法 : 住民基本台帳に基づく層化 2 段階無作為抽出
- (4) 調査方法 : 郵送による配布・回収
- (5) 調査期間 : 平成 26 年 2 月 1 日～2 月 28 日

4 回収結果

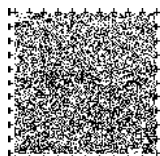
- (1) 有効回収数 752 サンプル
- (2) 有効回収率 37.6%

※グラフ、文章内の表記について

- ・ n は回答者数
- ・ 3 M. A. は 3 つまで選択、M. A. はいくつでも選択

平成 26 年 6 月

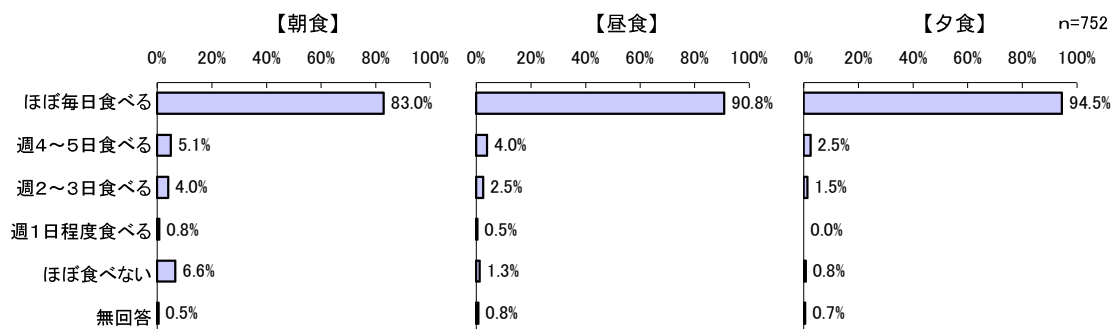
青 梅 市



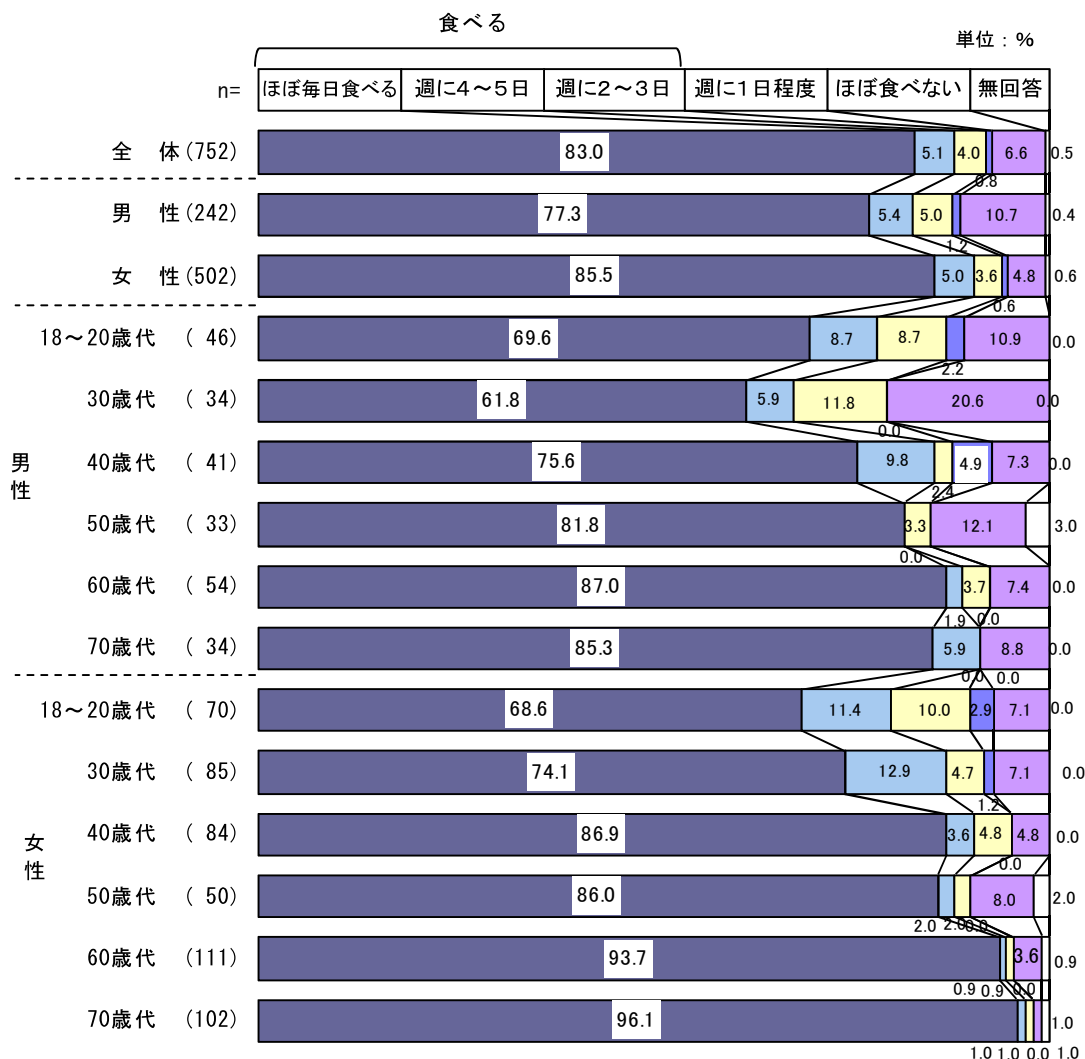
1. 食習慣について

問 25 食事の状況

◇昼食・夕食は「ほぼ毎日食べる」が9割以上であるが、朝食は8割台にとどまる。
 ◇朝食について、性別では、男性で「ほぼ食べない」割合が多い。
 性・年齢別では、30歳代男性で「ほぼ食べない」が2割台と特に多くなっている。



【朝食】性別、性・年齢別



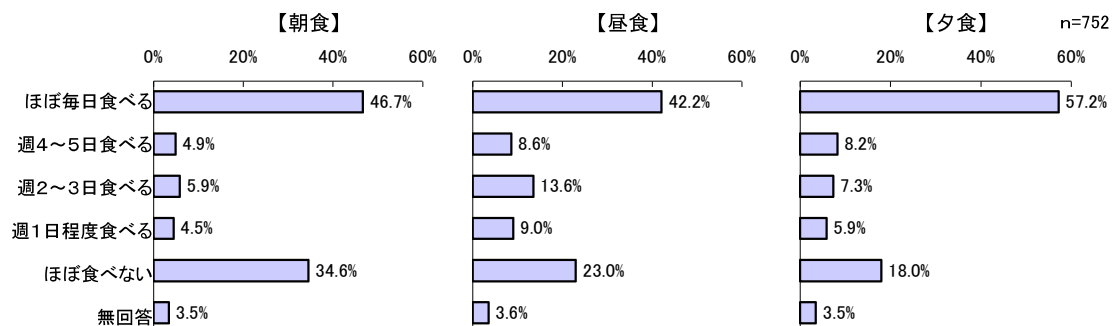
問 26 家族や友人との食事の頻度

◇「ほぼ食べる」は朝食・昼食では4割台、夕食では5割後半。

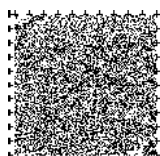
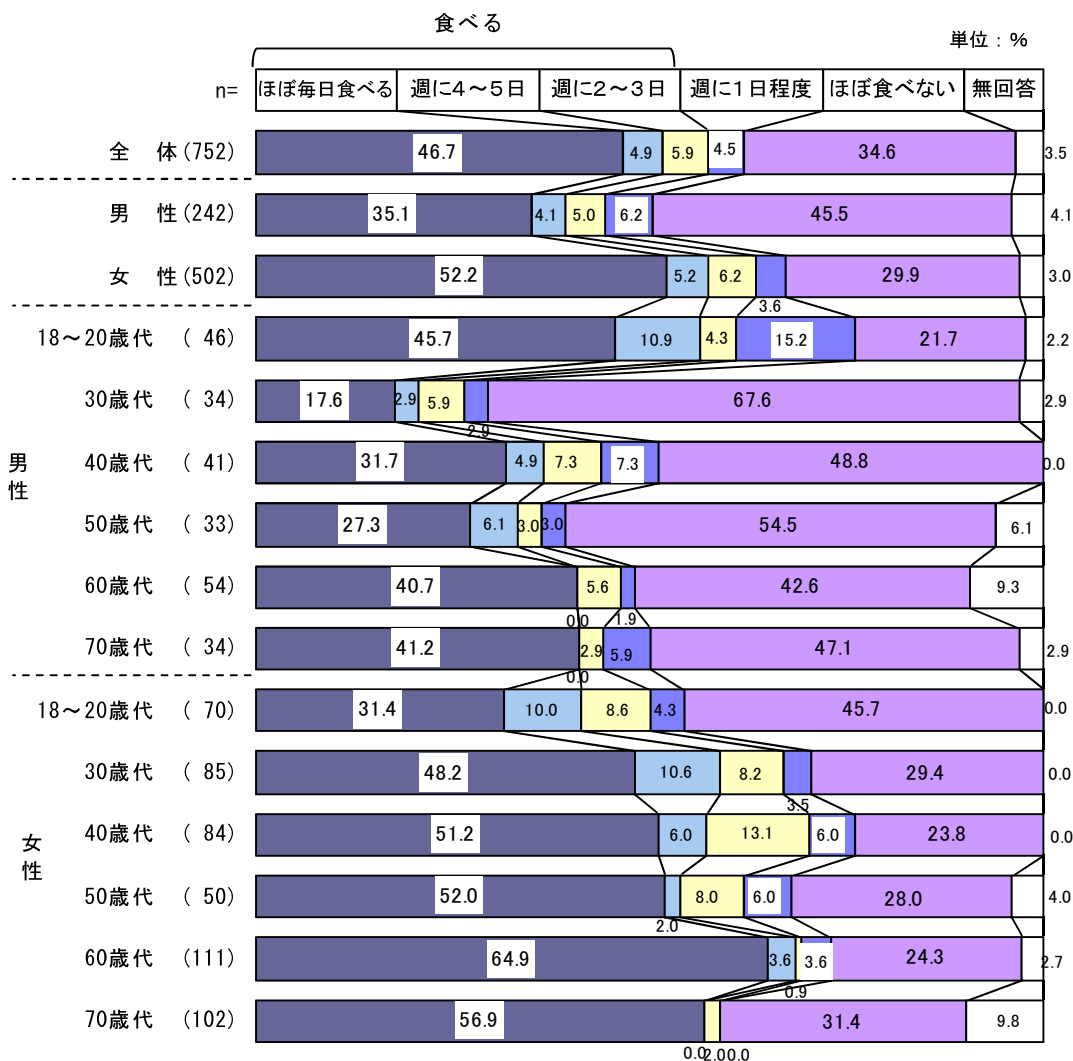
◇「ほぼ食べない」は朝食で最も多く3割台。

◇朝食について、性別では、男性で家族等と一緒に「ほぼ食べない」割合が多い。

性・年齢別では、30歳代男性で「ほぼ食べない」が7割近くと突出して多くなっている。

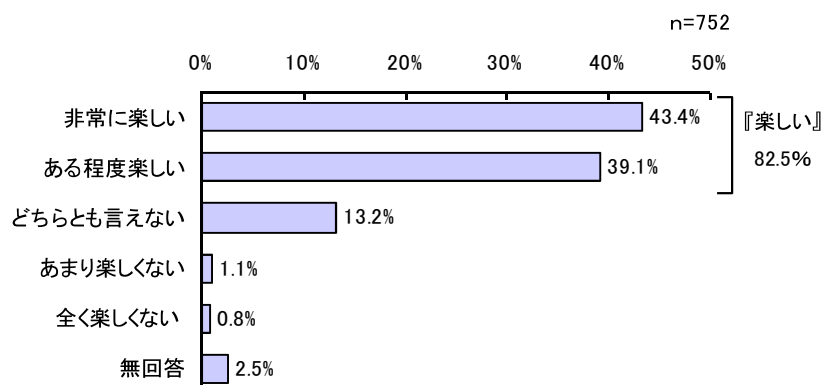


【朝食】性別、性・年齢別



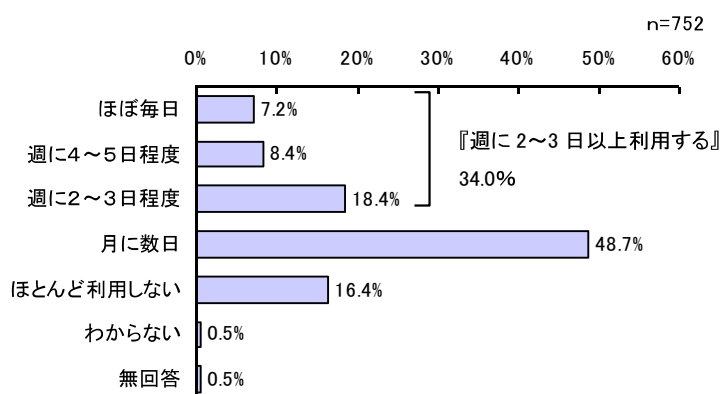
問 27 家族や友人との食事が楽しいか

◇「非常に楽しい」が43.4%と最も多く、「ある程度楽しい」と合わせた『楽しい』は82.5%。



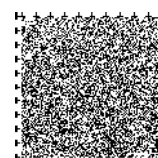
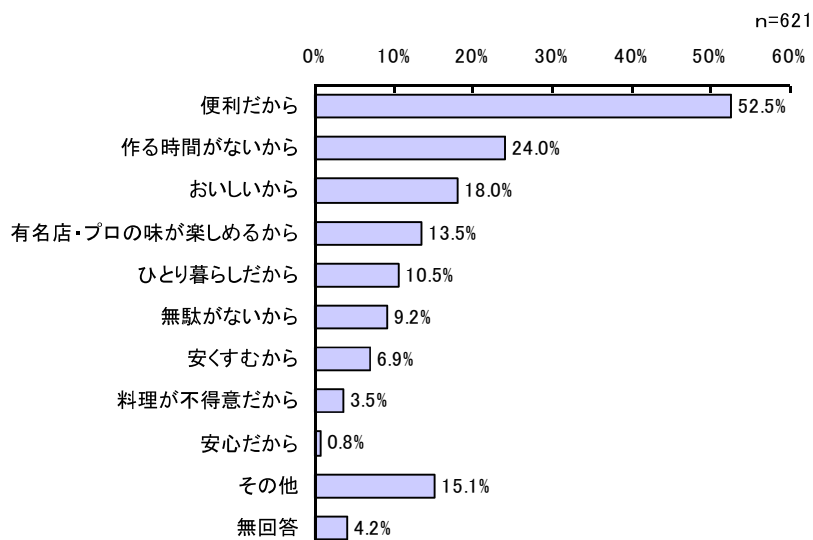
問 28 調理済み食品の利用

◇『週に2～3日以上利用する』が34.0%、「月に数回」48.7%を含めた『利用する』は82.7%。



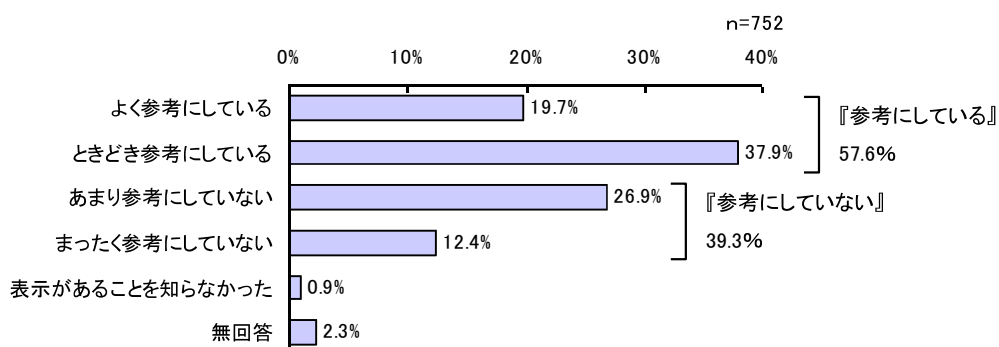
問 28-1 調理済み食品を利用する理由（調理済み食品を利用する人（621人）に）

◇「便利だから」が52.5%で最も多く、「作る時間がないから」24.0%、「おいしいから」18.0%など、あまり差がなく続く。



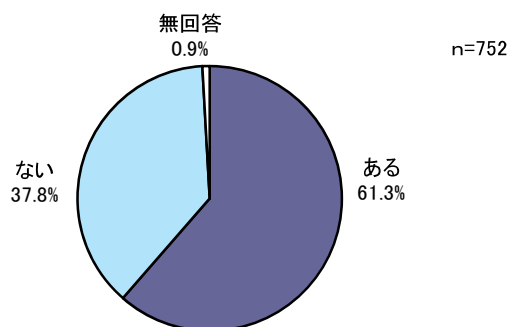
問 29 外食や食品購入時の栄養成分表示の参考

◇『参考になっている』が57.6%、『参考にしていない』が39.3%。



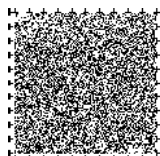
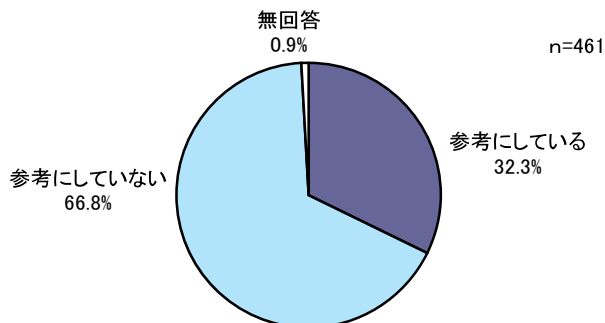
問 30 「食事バランスガイド」の認知

◇「食事バランスガイド」を見たことが「ある」が61.3%、「ない」が37.8%。



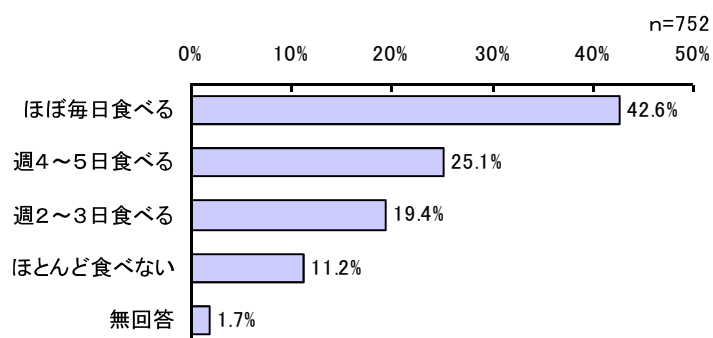
問 30-1 「食事バランスガイド」の参考（食事バランスガイドを見たことがある（461人）に）

◇「参考になっている」が32.3%、「参考にしていない」が66.8%。



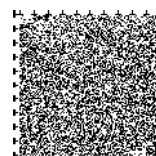
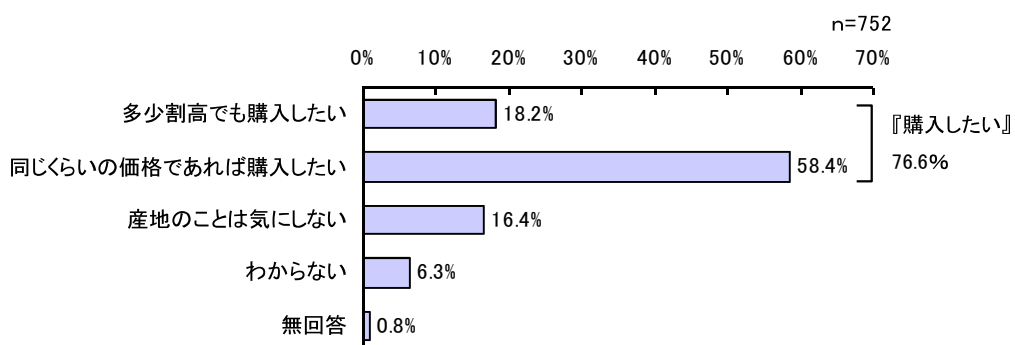
問 31 主食・主菜・副菜をそろえて食べる頻度

◇「ほぼ毎日食べる」が42.6%が最も多く、「ほとんど食べない」は11.2%。



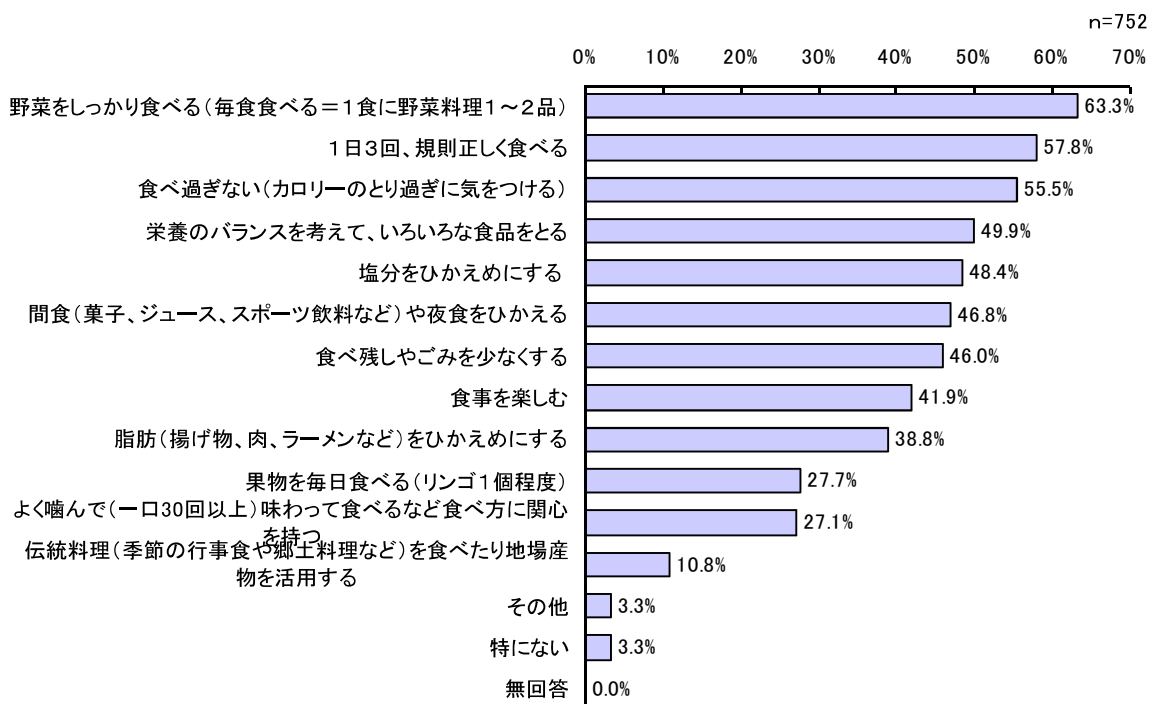
問 32 地元の産物とわかる商品であれば購入したいか

◇『購入したい』が76.6%、「産地のことは気にしない」が16.4%。



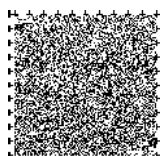
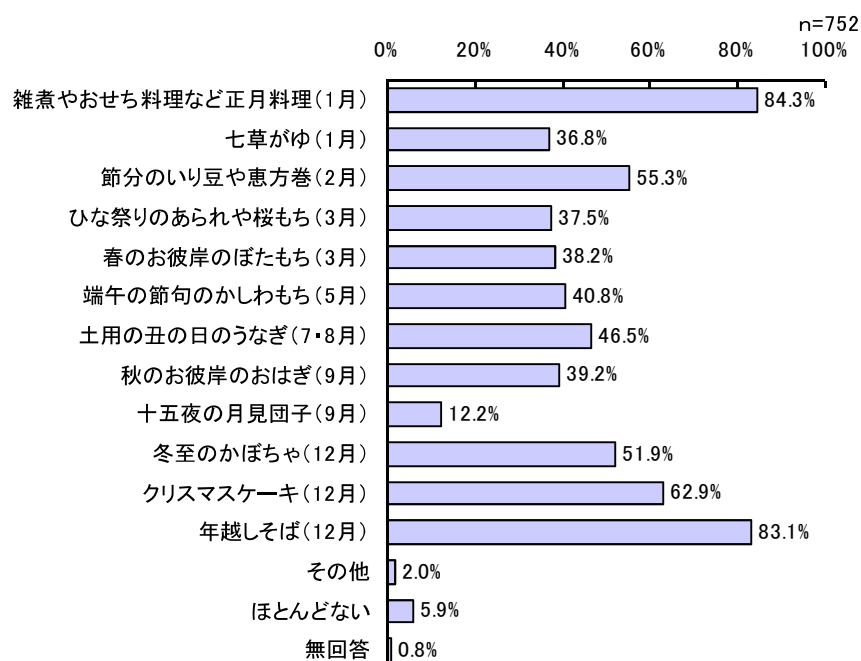
問 33 食事のとり方で気をつけていること (M. A.)

◇「野菜をしっかり食べる」が63.3%で最も多く、「1日3回、規則正しく食べる」57.8%、「食べ過ぎない(カロリーのとりにぎに気をつける)」55.5%、「栄養のバランスを考えて、いろいろな食品をとる」49.9%、「塩分をひかえめにする」48.4%などが続く。



問 34 季節ごとの行事食を食べる習慣 (M. A.)

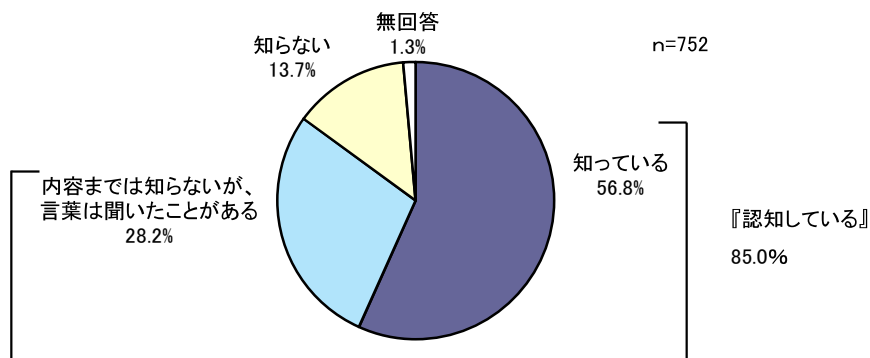
◇「雑煮やおせち料理など正月料理」84.3%、「年越しそば」83.1%が多く、「クリスマスケーキ」62.9%、「節分のいり豆や恵方巻」55.3%、「冬至のかぼちゃ」51.9%と続く。



2. 食育について

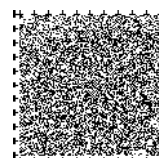
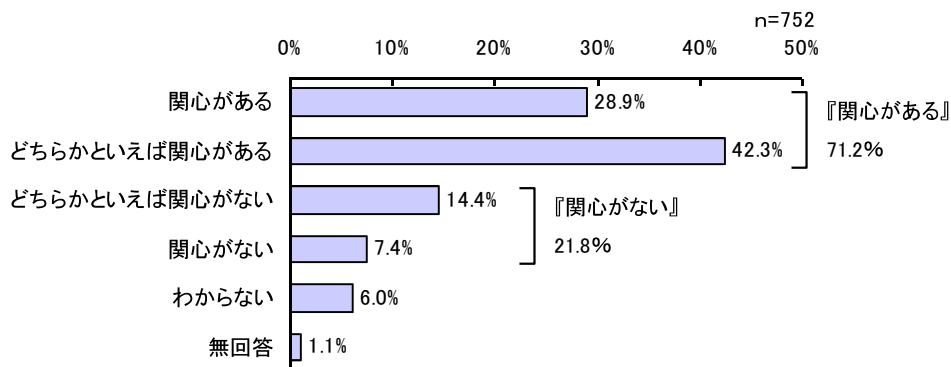
問 35 「食育」の認知度

◇「知っている」56.8%と、「内容までは知らないが言葉は聞いたことがある」28.2%を合わせた『認知している』は85.0%。



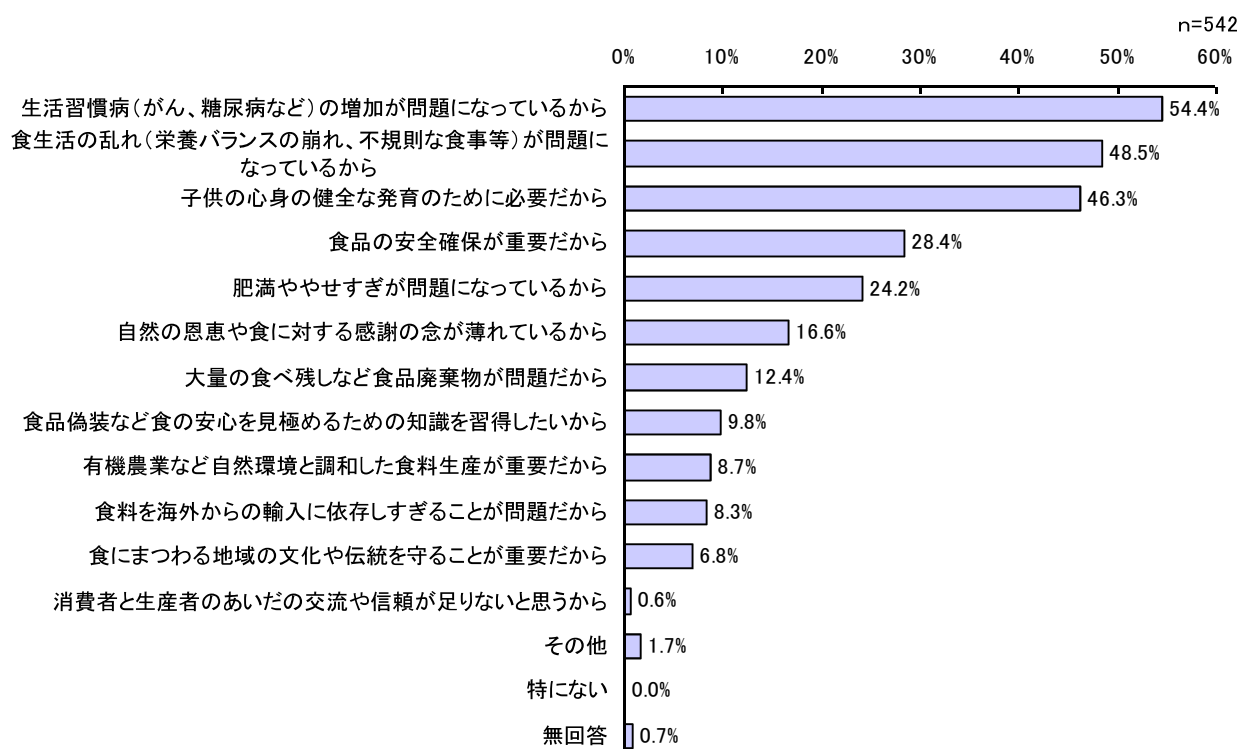
問 36 「食育」への関心

◇『関心がある』が71.2%、『関心がない』が21.8%。



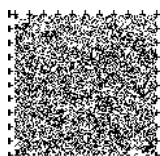
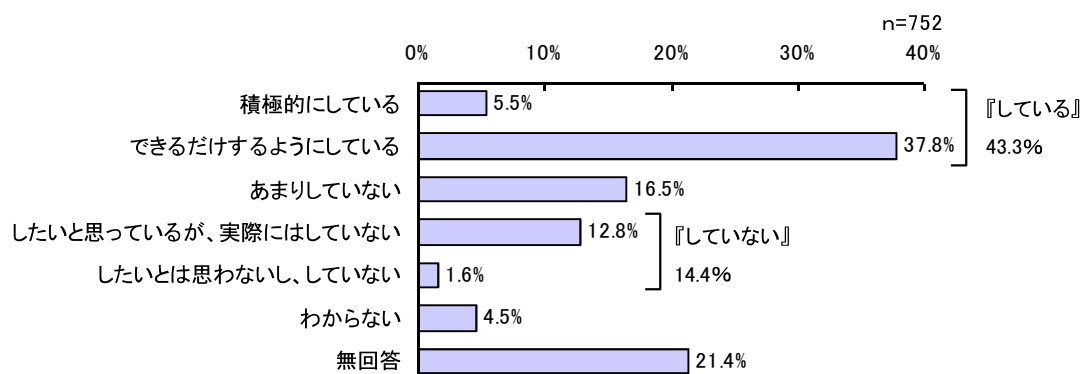
問 36-1 「食育」に関心のある理由（問 36 で『関心がある』と答えた人（542 人）に）
（3 M. A.）

◇「生活習慣病（がん、糖尿病など）の増加が問題になっているから」54.4%「食生活の乱れ（栄養バランスの崩れ、不規則な食事等）が、問題になっているから」48.5%、「子供の心身の健全な発育のために必要だから」46.3%が多い。



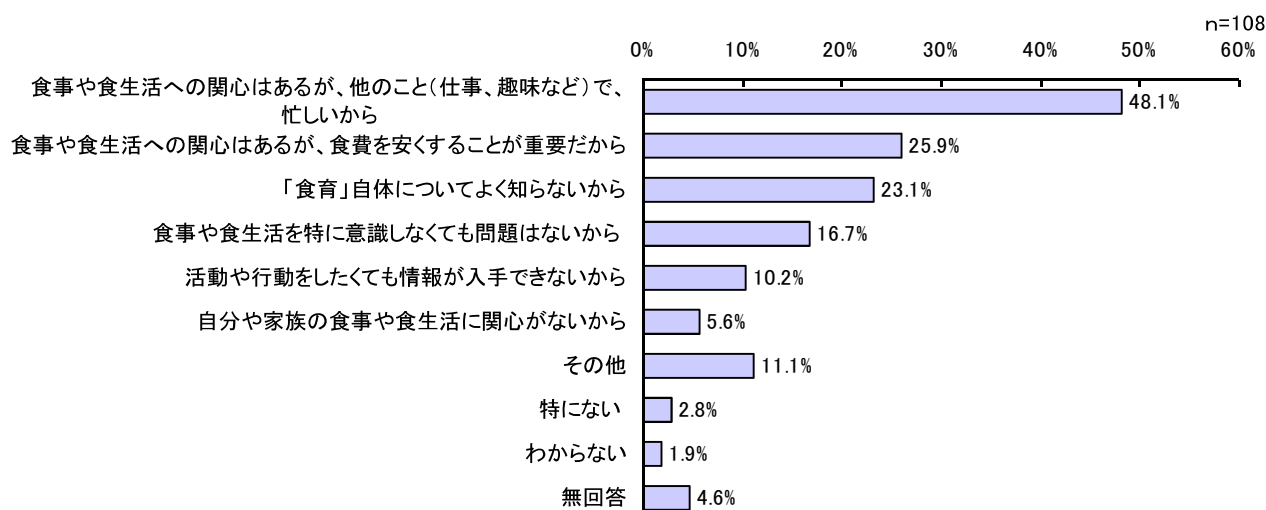
問 37 日頃からの「食育」の実践

◇「できるだけするようにしている」が37.8%で最も多く、「積極的にしている」5.5%と合わせた『している』は43.3%。



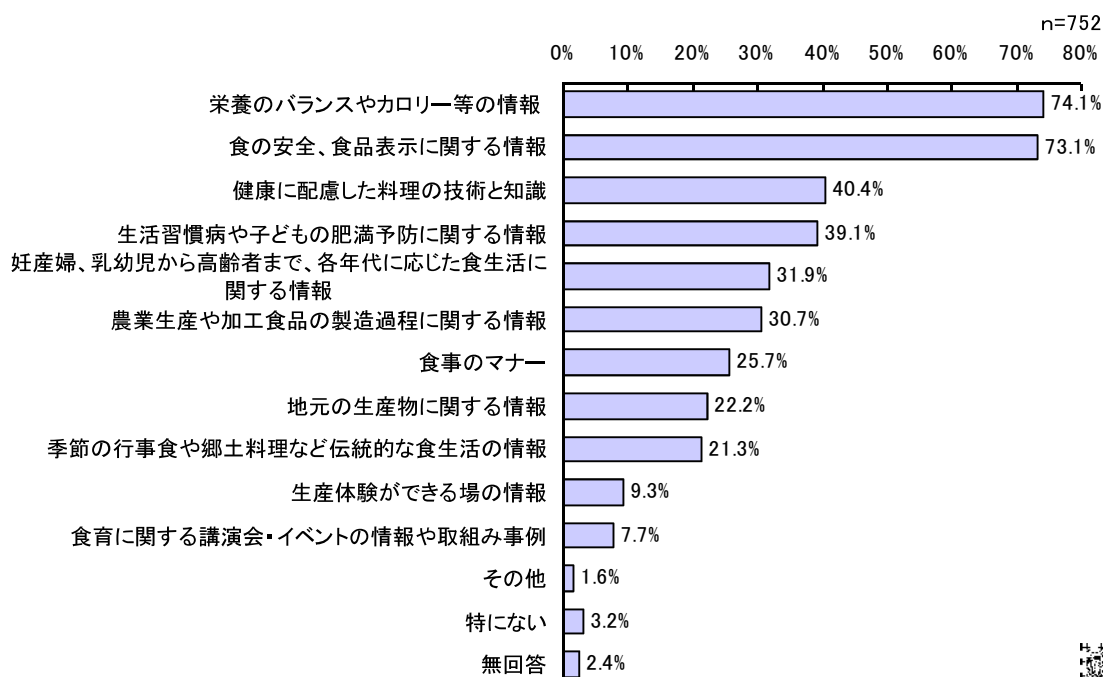
問 37-1 「食育」を実践していない理由（問 37 で『していない』と答えた人（108 人）に）
（3 M. A.）

◇「食事や食生活への関心はあるが、他のこと（仕事、趣味など）で、忙しいから」48.1%、「食事や食生活への関心はあるが、食費を安くすることの方が重要だから」25.9%、「『食育』自体についてよく知らないから」23.1%が多い。



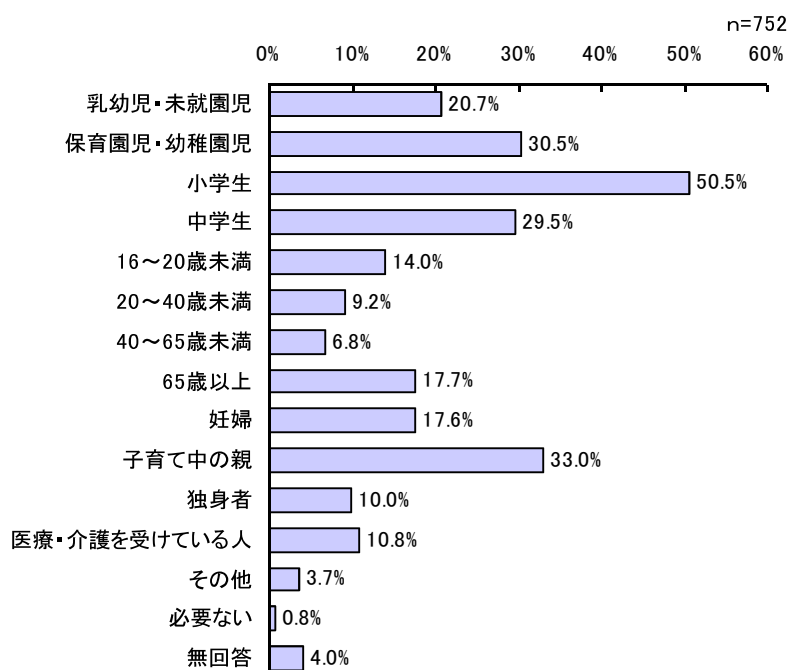
問 38 必要と思われる食に関する情報や知識（ M. A. ）

◇「栄養のバランスやカロリー等の情報」74.1%、「食の安全、食品表示に関する情報」73.1%がともに7割台と多い。



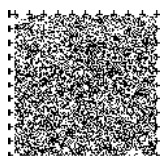
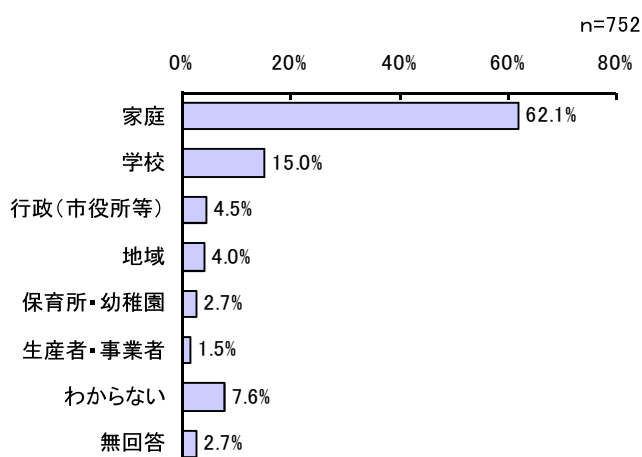
問 39 「食育」を進めるうえで、どのような対象者に取り組むことが大切か（3 M. A.）

◇「小学生」が 50.5%で最も多く、「子育て中の親」33.0%、「保育園児・幼稚園児」30.5%、「中学生」29.5%が続く。



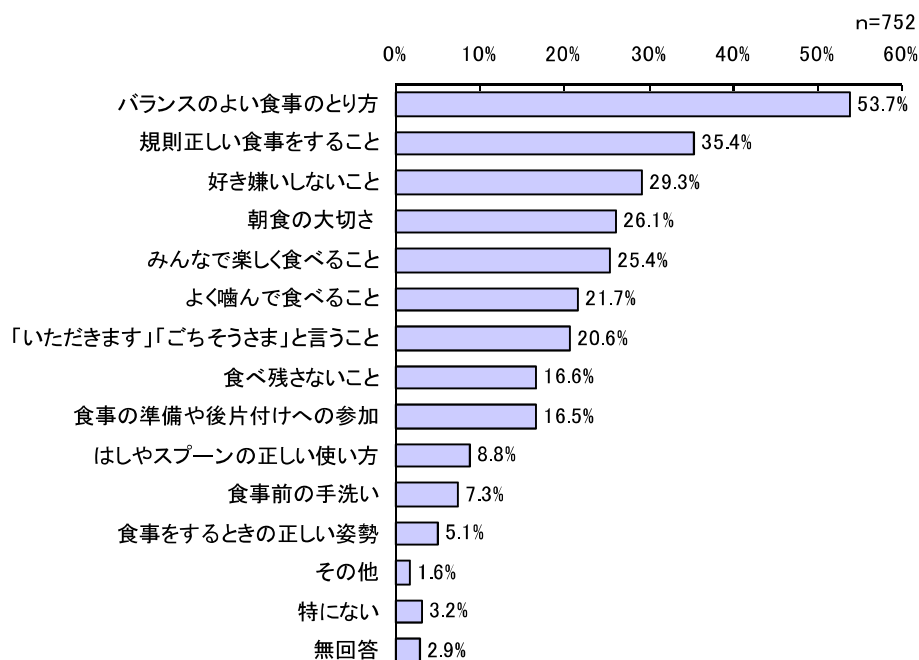
問 40 「食育」は主にどこで行うものだと思うか

◇「家庭」が 62.1%で最も多く、次いで「学校」14.9%。



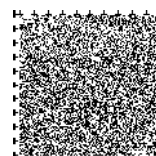
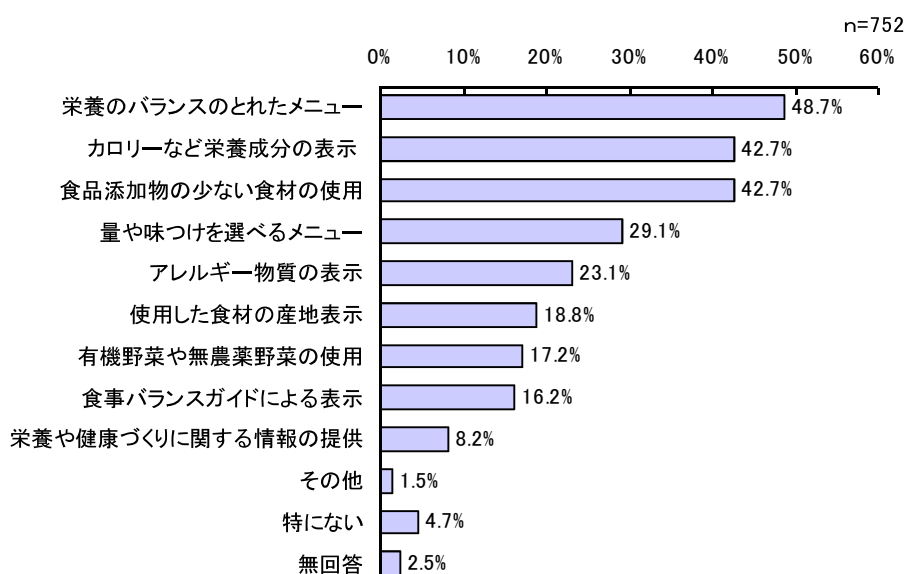
問 41 保育園・幼稚園・小・中学校の給食などで力を入れてほしいこと（3 M.A.）

◇「バランスのよい食事のとり方」53.7%が最も多く、次いで「規則正しい食事をする事」35.4%、「好き嫌いしないこと」29.3%、「朝食の大切さ」26.1%、「みんなで楽しく食べる事」25.4%が続く。



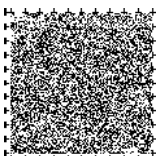
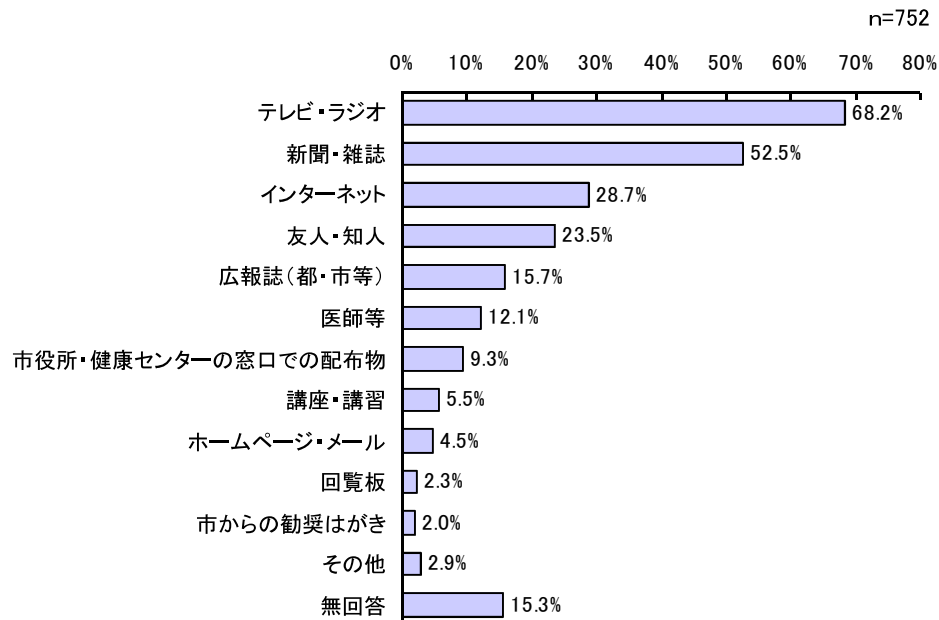
問 42 飲食店やレストラン、職場の給食施設や食堂などに望むこと（3 M.A.）

◇「栄養のバランスのとれたメニュー」48.7%、「カロリーなど栄養成分の表示」「食品添加物の少ない食材の使用」とともに42.7%が4割台と多い。



問 43 食育に関する情報源について

◇「テレビ・ラジオ」68.2%、「新聞・雑誌」52.5%が多く、やや差があり「インターネット」28.7%、「友人・知人」23.5%と続く。

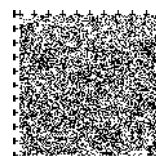
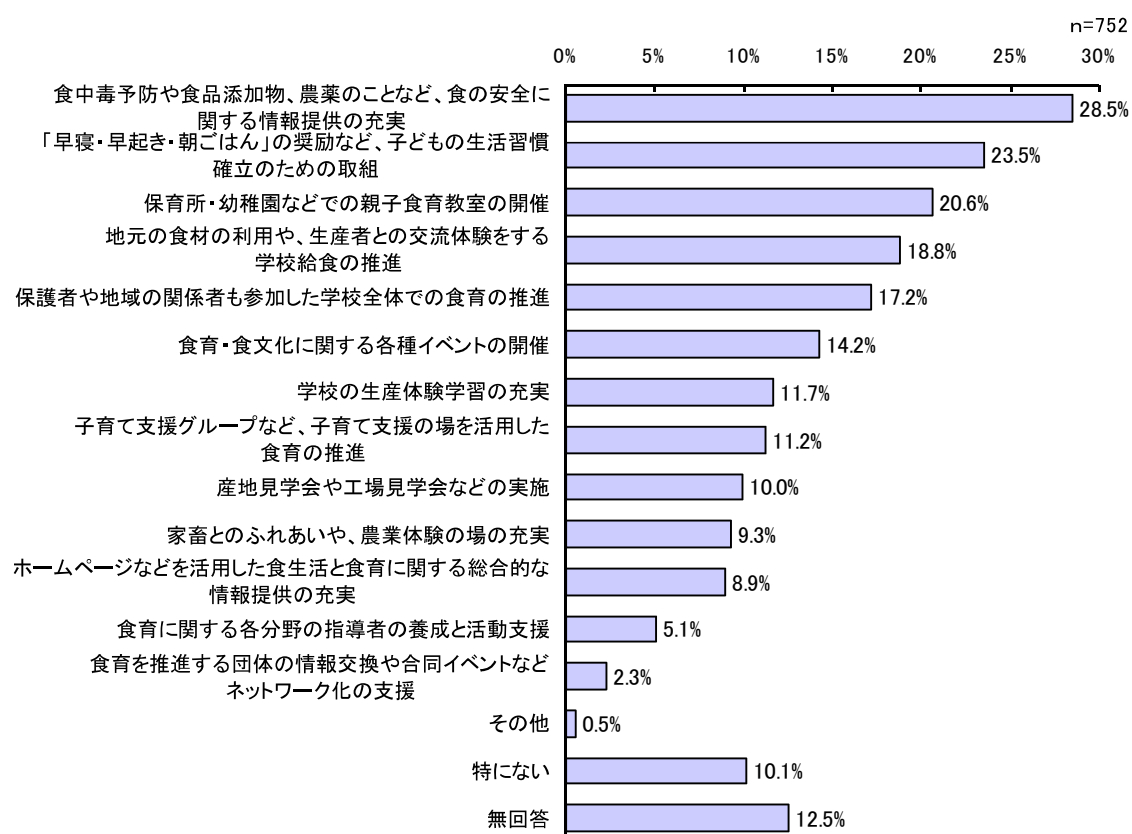


3. 市の取り組みについて

問 44 市に重点的に取り組んでほしいこと

(3 M. A.)

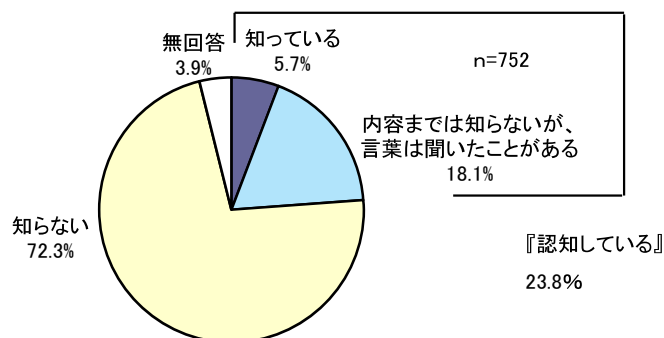
◇「食中毒予防や食品添加物、農薬のことなど、食の安全に関する情報提供の充実」28.5%、
「早寝・早起き・朝ごはんの奨励など、子どもの生活習慣確立のための取組」23.5%、
「保育所・幼稚園などでの親子食育教室の開催」20.6%が多い。



4. 連携について

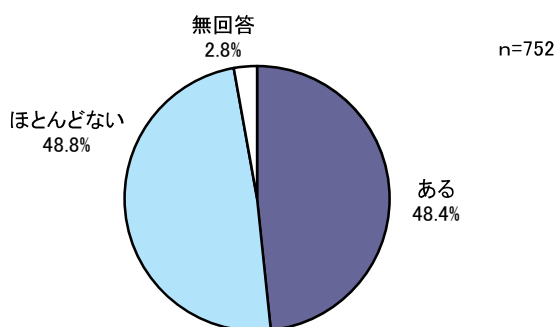
問 45 「ソーシャルキャピタル*」の認知

◇「知っている」5.7%と、「内容までは知らないが言葉は聞いたことがある」18.1%を合わせた『認知している』は23.8%と3割に満たない。



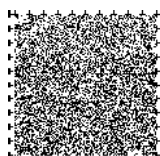
問 46 仕事以外で人と交流する機会があるか

◇「ほとんどない」48.8%と「ある」48.4%がほぼ同程度である。



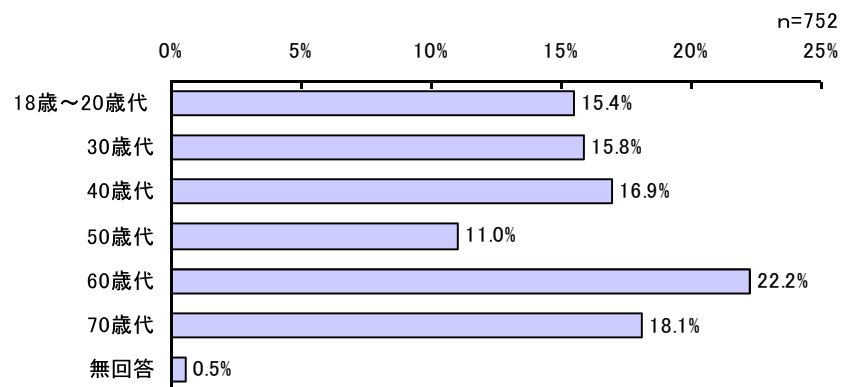
* 『ソーシャルキャピタル（社会関係資本）』

社会的なつながりや社会全体の人間関係の豊かさを表すもので、地域貢献やお互いの助け合いの意識である「規範」、家族や友人、近隣の人への「信頼」、近所づきあいやサークル活動などの「ネットワーク」等の要素からなる。（コラムP26）

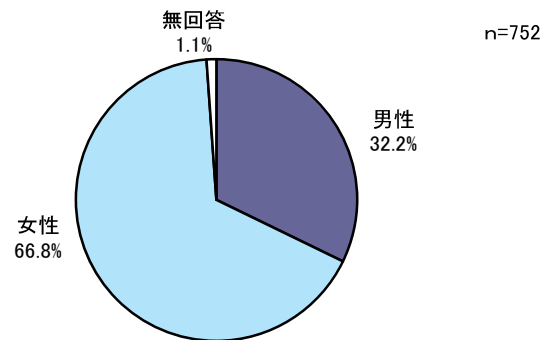


5. 自身について

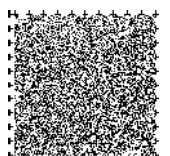
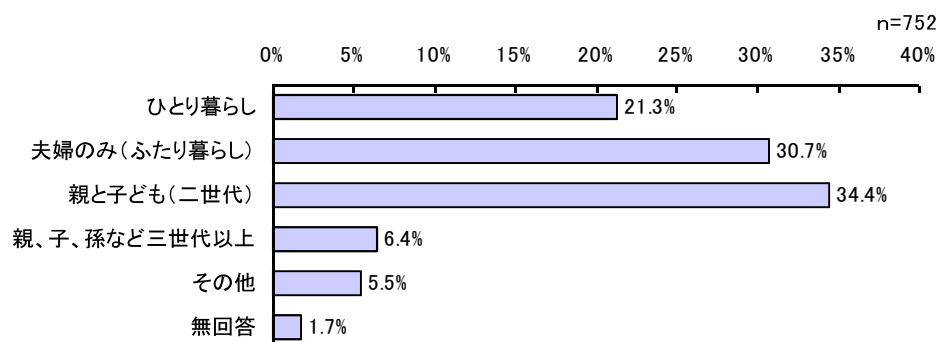
1 年齢



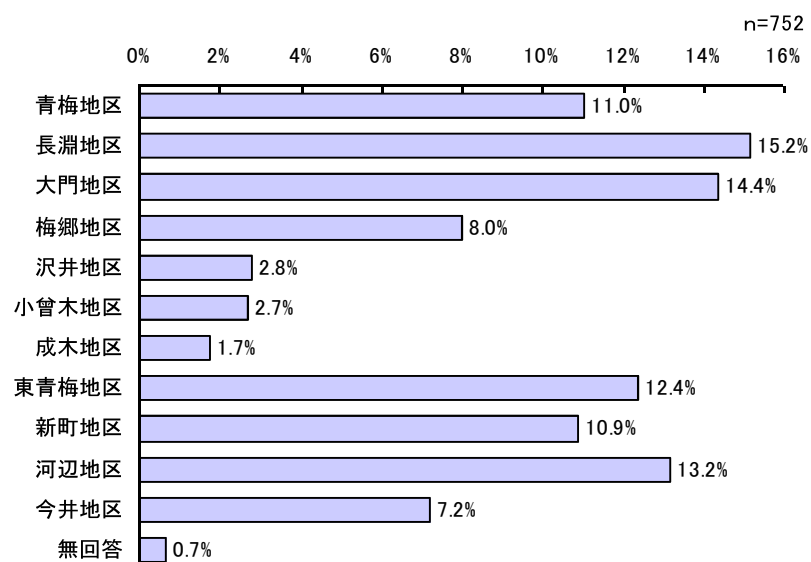
2 性別



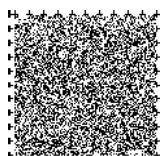
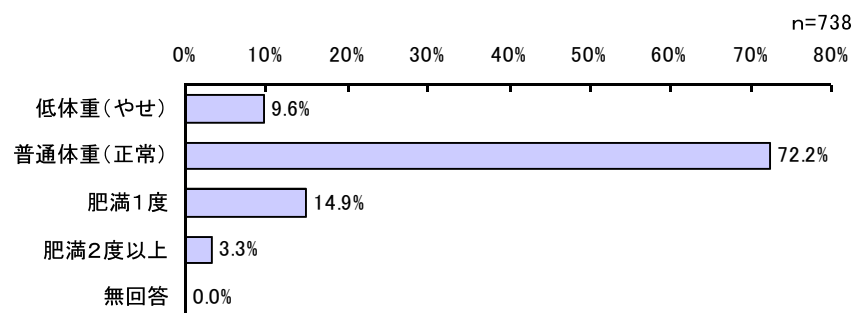
3 家族構成



4 お住まいの地区



5 BMI 値



資料7 パブリックコメントについて

1 意見募集概要

(1) 期間

平成26年11月15日(土) から平成26年12月1日(月) まで

(2) 周知方法

広報、青梅市ホームページでの意見募集

(3) 閲覧場所

青梅市健康センター、市役所行政情報コーナー、各市民センター(11か所)、福祉センター、沢井保健福祉センター、小曾木保健福祉センター、子育て支援センター、市民会館、総合体育館、中央図書館、市ホームページ

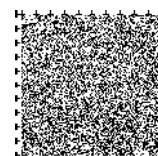
(4) 意見受付方法 郵送、FAX、健康課窓口持参、電子メール

2 受付意見

件数 12件
提出者数 1人(課宛でのメール)

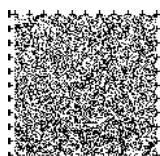
第2章 青梅市の食をめぐる現状と課題

該当箇所	意見の概要	市の考え方
2. 第1次食育推進計画の評価 (P18)	前計画で2つの目標(目標5・6)がC評価だった原因は、非正規での夜間・早朝勤務により家族と食事をする機会が減ったため、また収入減により地場産品にこだわる余裕がなくなったからではないか。	次期計画では、目標6「楽しく食べる環境づくりに努める」については、前計画の評価を踏まえて、26ページ重点目標の「3 食を楽しむ環境づくりにつながる食育を推進していく」として捉え、推進してまいります。
コラム 食事バランスガイドを使ってみよう! (P20)	食事バランスガイドでは、1日にとる量の目安を示している。つまり、1食ごとの栄養バランスをとるだけでなく、食べ過ぎ・摂取不足を自己管理して3度の食事を通じて調整する、という意識も大切である。	次期計画では、24ページの目標1「規則正しい食習慣と生活リズムを身につける」に位置づけられるものと考えます。 また、現在も各種栄養教室ならびに健康まつり等で各ライフステージにおける食事バランスガイドの周知・啓発に取り組んでおります。



第3章 食育推進の基本的考え方

該当箇所	意見の概要	市の考え方
2. 食育の取り組みの視点と方向 (P24)	目標1における生活リズム形成のための要素として、1日3回の食事や十分な睡眠に加えて「排便」を取り入れてはどうか。	本計画では、24ページの「生活リズム」に含まれるものと考えます。 次期計画を推進する中で、取り組み方法について検討してまいります。
	目標3における食の安全・安心への支援では、単に地場産や国産品を買うだけでは不十分である。輸入は必須なのだから、フェアトレードや環境に配慮した栽培法などを行っている外国産も買って支援すべき。	次期計画では、52ページ(1)「食の安全に関する理解の促進」で、「食品表示の正しい知識の普及」の取り組みの一つとして「市民向け講座」を開催することとしております。
	(P25) 目標4の行事食・伝統料理の普及では、目標値として挙げている行事食が、ケーキ、うなぎ、各種のおもち、など地域独自ではなく現代日本の食文化となっている。目標設定に工夫が必要だ。	推進会議におきまして、同様の意見に対し協議をした結果、次期計画では「コラムでの対応」を視野に入れることとなりました。 御意見を踏まえ、次期計画の評価・検討において考慮してまいります。
3. 重点目標 (P26)	重点目標では、子どもや子育て世代を重点対象としているが、これは大人の責任放棄ではないか？ 子どもにしてみれば「大人は好き勝手やって子どもばかり注文つける」と不満を言うだろう。また、子育て世代は負担感が増すのではないか。まずは大人が率先して食育に取り組むべきである。大人が模範を示せば子は真似る。周りの大人が子育て世代を支援できる。さらには社会保障費の削減にもつながる。	次期計画では、親子、家族、地域、社会等の様々なステージで、「食育」を実践することを目指して策定をいたしました。 現在も各種栄養教室において、子どもを対象としながらも、「子どもを通して大人への食育」も兼ねた取り組みを実施しており、今後も継続してまいります。



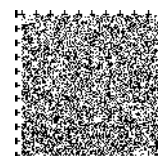
第4章 具体的な施策の展開

I 食による心身の健康づくり

該当箇所	意見の概要	市の考え方
1. ライフステージごとにターゲットを絞った情報の発信 (5) 壮年期 (6) 中年期 (P39～43)	壮年期・中年期に対しては、むし歯の早期発見だけでなく治療するように促すことも重要。忙しいからと受診を控えていると、よく噛んだり食事を楽しむといった食生活が失われ、偏った噛み方により身体のバランスが崩れ健康を損なう。また、結果的に医療費もかさむ。	次期計画では、40 ページ「④ 歯周病の予防」において「定期的な健診受診の大切さについての啓発」を、43 ページ「⑤ 歯の喪失予防」において「定期的な歯科健診の重要性の啓発」に取組んでまいります。

II 青梅の食でつくる魅力ある地域づくり

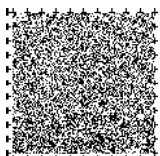
該当箇所	意見の概要	市の考え方
1. 地産地消の推進と食文化の継承 (P48)	地産地消の推進には、放射能測定が欠かせない考える。あきる野市では直売所の農産物を測定して市 HP で公開している。また、瑞穂町では農地の土壌を測定、地図に結果を書き込んで直売所に掲示している。農産物を測定すると商品にならないが、土壌や用水であれば元の場所に戻せるので、青梅市でも土壌や用水を測定して市民に安心を与えるべきだ。そして、市民から尋ねられるまでもなく自発的に、目に見える形で結果を表示すべきだ。 「青梅野菜の日」年3回は少なすぎるのではないか。少量での調達・使用を工夫して献立上での露出度を上げることとはできないか(今日の〇〇野菜の1/×が青梅産、など) また、教育委員会 HP の献立表にはどの野菜が青梅産なのか載っていないが、児童・生徒には周知しているのか?	次期計画では、52 ページ「(1) 食の安全に関する理解の促進」において、「食の安全性や食品表示に関する情報提供」に取組むこととしております。 次期計画を促進する中で、国や都の動向を注視する中で、必要に応じ検討してまいります。 青梅産野菜の献立表への記載につきましては、気候等の関係で野菜の生育状態が一定ではないため、産地を特定した記載は困難な状況ですが、当該月に優先的に使用する青梅産野菜の品目等の記載を行っています。 また、児童・生徒への周知は、当日の給食時間に校内放送で周知するよう、各学校へお願いしております。



該当箇所	意見の概要	市の考え方
2. 市民の農作業 体験の場の確保 (P51)	農作業を体験する場として、市民農園だけでなく援農ボランティアを募ってはどうか。	現在、「援農ボランティア」を育成するための講座を開催しております。
3. 食の安全と 環境への配慮 (P52～53)	環境への配慮には、食品残さの減量だけでなく、農地や水路にゴミを捨てないなど環境保護も含まれるのではないかと。また、食品残さを減らすことは食料自給率の向上につながることを付け加えても良いのでは。	次期計画では、53 ページの「食べ物を無駄にしない」取組みを進めてまいります。 その取組みの中で、「環境保護」も含めた検討をしてまいります。

計画全体について

該当箇所	意見の概要	市の考え方
計画全体	本計画は国の法や計画が基になっているが、一方で国は非正規雇用の拡大や TPP 推進など、地産地消、一家だんに反する政策を打ち出している。 国は軍事・経済を優先したい、と同時に高福祉国家の見栄も張りたい、という二重基準を抱えており、しかもそれぞれの基準から政策がバラバラ出されるので一貫性がない。市が本気で強力に食育を推進したいのであれば、国に対し働き方や地域活性化など関連する政策も含めた包括的なパッケージを提示するよう意見するべきだ。	次期計画の促進に向けて、国の食育の「周知」から「実践」に向けた取組みの動向を注視し、本市として必要な取組みを進めることとしております。



資料8 食育基本法（平成17年法律第63号）

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

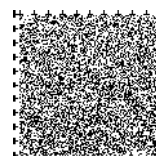
第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。



こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

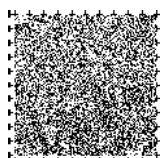
第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。



（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

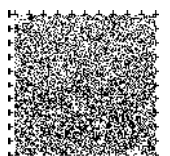
第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。



（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

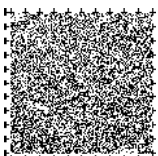
（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。



(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

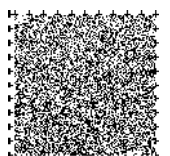
二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。



(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

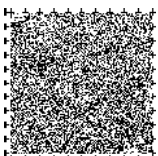
第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。



（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

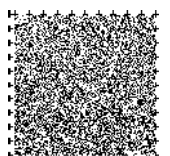
2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。



(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

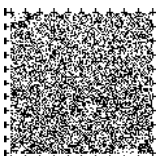
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
- 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。



(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

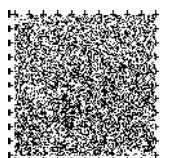
第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。



附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一七年七月政令二三五号により、平成一七・七・一五から施行〕

（内閣府設置法の一部改正）

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」を「食育推進会議 食育基本法少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める。

附 則〔平成二一年六月五日法律第四九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日〔平成二一年九月一日〕から施行する。〔後略〕

